大阪市告示第1404号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例(昭和49年大阪市条例第64号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月14日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立西三国センター	令和7年11月3日(月)	午前9時から
		午後6時まで

(環境局環境管理部環境規制課)